

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (31. 1 定)			
日 時	平成 31 年 3 月 1 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 2 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、新谷副委員長、秋元・斉藤・中村(吉宏)・ 中村(誠吾)・佐々木・小貫・前田各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤委員、中村吉宏委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が斉藤委員に、高橋龍委員が中村誠吾委員に、酒井隆行委員が中村吉宏委員に、林下委員が佐々木委員に、山田委員が前田委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、公明党、共産党、自民党の順といたします。

立憲・市民連合。

○佐々木委員

◎教育行政執行方針について

私から、教育行政執行方針の中から幾つかお伺いをしたいと思います。

この方針の中に挙げられている個々の事業とか施策の必要性、それから市教委の熱意等については理解をすることがあります。ただ、その一方で教職員の多忙化の問題というのが、今日ようやく世の中で理解を得られるようになり、国も多忙化解消に動き始めた、そういうところだと思います。その視点から言うと、今回、この執行方針の中での言及は、中学校の部活動指導員の配置というところにとどまっているところが少し残念なところがあります。その観点から、今回の執行方針について少し質問をさせていただきます。

ここに挙がっているものを含めて予定されている、市教委主催の教職員が対象の研修講座、公開授業の主なものとその数をお示してください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

平成31年度の市教委主催の研修講座の主な内容についてでございますが、新学習指導要領への円滑な移行に向けて、英語や道徳、プログラミング教育など、これからの教育に必要な研修を新たにふやしていきますけれども、スクラップ・アンド・ビルドしながら研修計画全体の見直しを行いまして、今年度と同様の30講座程度を予定しております。

○佐々木委員

今お聞きしたのは30講座、市教委主催のものということですが、そのほかにも、後志教育局や道主催の研修等がまだ数多くあるのです。私の記憶でも、例えば10年研修だとか初任者研修だとか、教員免許更新講習、そういうのも絶えずあるという状況になっています。さらに言うと、校内外の推進会議とか各種の委員会もあるということになります。そのこのところはまず置いておいて、先ほど言っていた、これらの市教委主催分の主な研修講座、公開授業、これらについてはいつ開かれるのでしょうか。勤務時間内だとは思いますが。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

これまでも研修講座の多くは夏季休業などの長期休業中に開催し、公開授業を伴う講座は授業のある日に開催しておりまして、いずれも勤務時間内に行われております。

○佐々木委員

何か具体的に、少しこの中で書いていたものについてお伺いをしますけれども、コミュニティ・スクールについても、新たなところも含めて行われると。その中では、学校運営協議会が設置されたり、学習会等を開くということ。それから小・中学校間の連携接続について、また、これは新たな取り組みとして、小中一貫教育推進地区を指定して研修講座を開催というようなことも行われると書いております。

この二つを比べますと、重なっている。例えば、手宮中央小学校、北陵中学校などは両方にまたがって学校を指定されていることになっていますが、非常に現場として、こういうものを二つ同時に進めなければならないというのは大変な負担になるのではないかと心配されるのですけれども、その辺のところは大丈夫でしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

二つの事業に取り組むのは大きな負担になるのではないかということについてでございますが、まず、コミュニティ・スクールにつきましては、これまで地域との関係で取り組んできた内容を継承し、学校評議員制度を活用して進めてきております。また、小中一貫教育につきましては、これまで北陵中学校区では、小中連携を推進するために3校の教員方で推進委員会を構成し、教育活動の共通理解を図ったり、乗り入れ授業を実施したりするなどの取り組みを進めておまして、全く新しいことを導入するという考え方ではなく、現在各学校で実施している内容を改善したり、さらに充実したりするなどして取り組んでいただきたいと思っておりますので、二つの事業に取り組むことで、過度な負担になるようなことはないと考えておりますけれども、教育委員会としても、これらにつきましてはしっかりサポートしてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

ぜひ、そういうふうにならないように御配慮をお願いします。

さらに、もう少しお聞きしますけれども、これらの推進校、指定校を決めるときに、当該校の教職員には事前に説明をして理解を得ておくと。そういうことは、その後研究、推進するためにも非常に大事なことだと思うのですが、そういう手順は踏んでおりますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今回につきましては、事前に推進地区の校長に説明し、了承をいただき、校長から職員に対して本事業の趣旨を説明していただくようお願いしておりますが、何らかの事業に学校全体で取り組むためには、事前に職員に説明し、理解を得ることは必要であると考えておりますので、今後も丁寧に進めていくよう努めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

ぜひ、その辺のところは丁寧にお願いをいたします。

既に指定されている学校間では、次年度に向けて教育計画策定等のため連携、相談等はされているのではないかとと思うのですが、その内容などについて、わかっているところがあればお示してください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

具体的な内容につきましては詳細には把握はしておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、私どもの考える小中一貫教育につきましては、新しい取り組みというよりも、これまでの取り組みを市全体として方向性をまとめたものでございまして、例えば中学校の体験入学ですとか教職員の交流など、現在各学校で実施している内容を改善、さらに充実するなどして進めていくものでありますので、各学校が現在作成している教育計画には大きく影響することがないように推進できるものと考えております。

○佐々木委員

その点もよろしくお聞きしたいと思いますけれども、少し質問の趣旨から外れるのですが、今のような場合、教育方針や内容を小・中学校間で統一してやろうという場合などは、当然一つの学校からほかの学校に対して一方的な押しつけになるようなことはあってはいけないと思っておりますけれども、各学校間で十分な共通理解に立って進めていくというふうにやっていただくべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

小中一貫教育につきましては、その取り組みを行うこと自体が目的ではなくて、その地域の子供たちのよりよい育ちを目的として行うものでありますので、例えば中学校へ進学する際の子供の不安をどのように解消していくだ

とか、それから中1ギャップをどのように緩和するかなど、子供にとってどうなのかという共通の視点が非常に大事だと思いますので、各学校の教職員間の連携を深めながら、お互い十分な共通理解の下で中学校区全体で小中一貫教育を進めていくべきであると考えております。

○佐々木委員

そういうところについての配慮は、特段よろしくお願ひしたいと思ひます。

今までいろいろお聞きしてきましたけれども、さまざまな連携をするにしても研修をやるにしても、こういうところについては放課後行われるわけですね。その放課後、本来、今まで教員方がやってきたことというのは、例えばテストの丸つけだとか、作文の添削指導だとか、意見交換ノートの返事を書くだとか、こういう作業を、その結果、全部家に持ち帰ってやっているという現状があります。ですから、見かけ上は残業で遅くまで残っていないのですけれども、家に帰ってやらざるを得ない。そういう実態というのがあります。執行方針に挙がっているこれらの事業の内容によっては、教員や子供たちの大幅な負担増がないように十分な配慮が必要だと思いますけれども、こここのところについての所見をお願いします。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

小中一貫教育の取り組みを進める際には、先ほども申し上げましたとおり、その取り組み自体が目的となって、やらされ感ですとか負担感につながってしまわないよう、それぞれの事業の意義ですとか狙いについて、全職員でしっかりと共通理解を図り、学校全体で取り組みを進めていくことが大切であると考えておりますので、過度な負担とならないよう教育委員会としてもしっかりサポートしてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

もう少し別の観点からお聞きします。同じく教育行政執行方針の中に、人材育成は学校教育や社会教育の分野を横断した取り組みが必要との観点から、学校教育と社会教育とに分かれて策定していた教育推進計画について、学校教育と社会教育の整合性を図ることを目的に一体化して、(仮称)小樽教育推進計画として平成31年度中に策定したいと載っておりました。この社会教育と学校教育の計画の一体化ということなのですかけれども、どのような考えに基づくものなのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

計画の一体化についてでありますけれども、これにつきましては文部科学省が推進しています、学社融合という考え方がありまして、これは具体的には学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進み、学習の場や活動など、両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうとする考え方です。この考え方によりまして、新たな教育推進計画においては、学校教育と社会教育を一体化するものであります。

○佐々木委員

考え方としてはわかる部分があります、と言いつつ、学校教育の中で子供たちや教員の方がやらなければならないことというのは今でも非常にたくさんある、あり過ぎる。こういう中で、社会教育と学校教育の垣根が低くなる。連携が深まるということについて、そういう中であつても、本来は非常に大事なところからいいことがたくさんあるのだと思うのですが、それはそれでやはり配慮すべき点、それから注意すべき点があるというふうに私は考えますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

学校教育、それから社会教育の一体化が進んでその垣根が低くなるということにつきましては、例えば民俗芸能の保存・継承の側面から人材育成の観点で取り組む松前神楽、高島越後盆踊り、向井流水法などの学びの機会を子供たちに提供すること、各社会教育施設の事業との連携が促進されることが考えられます。

また、家庭教育支援事業については、これまでのようにそれぞれが独立して類似した事業を行うのではなく、連

携してともに同じ方向を見た取り組みを行うことが可能となります。このことで学校教育への負担をふやすということではなくて、むしろこれまで以上に学校教育の支援を容易にして、ふるさと教育や生活習慣改善などが推進されると考えますし、そのような方向に進むように教育委員会としても学校現場を支援してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

社会教育がそういうふうにして、かえって学校教育の負担を減らす方向で機能するということはすごく大事な発想だなというふうに思いますし、現実にもそういう場面も見ておりますので、その辺のところはわかります。一方で、例えば学校教育の指導要領の中で、やはりこういうことは教えなければならないというふうに示されていますよね。その一定の入れ物の中に、またいろいろなものを詰め込み過ぎた結果が今の状況だというふうに思いますので、その辺のところはよろしく御配慮をお願いしたいと思います。

今までお聞きしてきたように、さまざまな子供の成長の有効な手だてに取り組む一方で、既存の事業については内容の精査をして減らす、それから整理する、やめる等の事業の精選をしていかなければと、先ほど言っていたようにスクラップ・アンド・ビルドという考え方ですね、そういうものがなければ、現在の多忙化というのはさらに拍車がかかって、ひいては子供たちの教育に影響を与えることになると思いますけれども、もう一度その辺について御意見をお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

教職員の多忙化につきましては全国的な課題にもなっており、市教委においてもそのことについては認識しているところであります。これを受けまして、昨年 7 月、小樽市立学校における働き方改革行動計画というものを策定して、教職員の負担軽減に向けて学校、市教委ともに現在取り組んでいるところであります。行動計画の中では、業務に専念できる環境の整備として、スクールカウンセラーや特別支援教育支援員、スクール・サポート・スタッフの配置、また、新たな取り組みとして、平成31年度には中学校に部活動指導員の配置を予定するなどしており、さらには学校閉庁日の設定や市教委による学校へのサポートとして、学校に対する調査の精選や見直しを行うなど、教職員の負担軽減を図っているところでございます。この行動計画につきましては毎年度検証を行うこととしておりますので、その中で事業の精選や見直し等も含め、さらなる負担の軽減を図り、教員が子供に向き合う時間の確保に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○中村(誠吾)委員

◎ふるさと納税について

ふるさと納税について、今回議論になっておりますのでお聞きします。

まず、端的に、外部サイト経由と小樽市のホームページ経由の寄附額の割合はどれくらいですか。

○（財政）契約管財課長

ふるさと納税で、外部サイト経由と小樽市のホームページを経由した寄附額の割合ということでございますが、寄附の方法といたしまして、現金をお持ちになる方ですとか、郵便振替用紙を利用した寄附及び各種資金基金への個人の寄附などもございますので、小樽市のホームページを経由した直接の寄附の額は不明でございますけれども、それらを除いた概算として申し上げますと、約 9 割以上がふるさと納税ポータルサイトページを経由している状況です。

○中村（誠吾）委員

小樽市のふるさと納税のページの閲覧数の推移なのです。増加傾向にあるのですか、減少傾向にあるのですか。

○（財政）契約管財課長

小樽市のふるさと納税のページの閲覧数ということでございますが、本当の小樽市ホームページの中のページで

ございます。そのアクセス数といたしまして、平成28年度では年間約 1 万1,000件でございます。29年度で約 1 万 6,000件となっております、増加傾向にございました。

○中村（誠吾）委員

そこまで聞いておいて失礼なのですが、外部サイトのランキングに小樽市が出たことはありますか。

○（財政）契約管財課長

小樽市が利用しているポータルサイトでありますふるさとチョイスでございますけれども、そちらのランキングで小樽市が出たことはございません。

○中村（誠吾）委員

最新のデータで結構なのですけれども、小樽市は道内で何位ですか。そして、道内ベスト5はどの自治体ですか。

○（財政）契約管財課長

ふるさと納税の寄附額で申しますと、全国市町村が総務省に報告している数字がございますが、そちらの直近の平成29年度のデータでございます。小樽市は道内で66位でありまして、道内ベスト5といたしましては、1位が根室市、2位が森町、3位が白糠町、4位が上士幌町、5位が稚内市となっております。

○中村（誠吾）委員

それで、我が市のふるさと納税担当の職員は何名配置されていますか。そして、今道内トップは根室市と言いましたけれども、根室市はお聞きになってくれたのか、何名なのですか。

○（財政）契約管財課長

ふるさと納税担当職員ということでございますけれども、平成30年度で申しますと、小樽市では契約管財課の財産管理グループ内のラインで3名を配置しておりまして、そのほか繁忙期に臨時職員1名を配置しております。根室市におきましては担当職員5名と伺ったところなのですが、その職の内訳ですとか、あと繁忙期対応がほかにあるようには聞いてございますけれども、その内容については非公表ということで伺いました。

○中村（誠吾）委員

ふるさとチョイスとおっしゃったのですけれども、ふるさとチョイス経由の場合、端的に手数料は幾らかかるのですか。というのは、例えがないとわからないだろうから、例えば1万円の寄附があった場合に、小樽市に入ってくる金額は幾らになるのですか。そして、この手数料は自治体によって違うものでしょうか。ちなみに、示してくれなかったけれども、ランキングの高い根室市は幾らかわかりますか。

○（財政）契約管財課長

ふるさとチョイスを経由した寄附の手数料等についてでございますけれども、小樽市ではふるさとチョイスのサービスとしまして、寄附お申し込みのフォームですとか、クレジット決済の利用などができるプランを申し込んでおりまして、月額7,500円、年間にして税込み97,200円のプランで契約してございます。このほか関連経費としまして、クレジット決済を選択した方の決済手数料としまして、ヤフー株式会社と契約しておりまして、こちらは月額固定で1,500円、年間で税込み1万9,440円の利用料がございます。そのほか寄附金の1%を支払っております。このほか郵便振替を選択された方がいらっしゃいます、この手数料として郵便振替1件について30円を支払っております。先ほどお尋ねの1万円の寄附があった場合の手数料について、どれぐらい入ってくるかということだったのでございますけれども、こちらについてはこのような固定の金額とかがございまして、算出することがかなわないということになってございます。

そして、自治体によって手数料が違うかどうかということにつきましては、自治体ごとに契約のスタイルが違いますので、そちらについてはさまざまでございますけれども、詳細についてはこちらで承知してございませんでした。

あと、根室市についてでございますけれども、こちらは先ほどのおり非公表ということで、承知しておりませ

ん。

○中村（誠吾）委員

皆さんもふるさとチョイスのホームページを開かれたことはもちろんあると思うのですが、ふるさと納税のやり方なのですが、現在このふるさとチョイスを利用していると思うのですが、小樽市として運営会社とどのようなかわり方をしていきますか。簡単に言うと、完全にお任せしているというような状態ですか。

○（財政）契約管財課長

運営会社とのかかわり方、作業がどのくらいかというお話かと思うのですが、こちらについては小樽市では、ふるさと納税に関するもののうち、寄附の申し込み、お礼の品の掲載と選択、決済方法の選択とクレジット決済の実施、ワンストップ納税の希望の有無、それと申し込みされた方のデータ取得、これらをふるさとチョイスのシステムで作業しております。

このほか、お礼の品の依頼ですとか発送、礼状や寄附金受領証明書の送付、寄附金全体の集計、苦情対応などについては小樽市が行っておりまして、業務について完全にお任せしているということではございません。

○中村（誠吾）委員

市役所のふるさと納税のホームページなのだけれども、他のホームページと同様のレイアウトで印刷してみると、初めのページで10ページがぱっと出てくるのだよ。そして、ほとんどが文字なのです。一方で、ふるさとチョイスのお礼の品のランキングで1位だった宮崎市のホームページは、カラー写真で4枚です。そして、2位の根室市も5枚程度の写真の入った見やすいものなのです。それで、小樽市にお金がないのはわかるのです。ただ、ホームページぐらいは委託するなど、プロに任せるおつもりはありませんかということをお聞きしたいのです。そういうことで、ホームページは制度の顔の役割を果たしていますので、しっかり投資すべきところは投資していただけないかという考えなのだけれども、お考えをお示いただけますか。

○（財政）契約管財課長

ただいま伺いましたお話で、投資についてでございますけれども、ホームページについて委託などでプロにお任せするのはもちろん可能性はあるかと思うのですが、先ほど申しましたとおり、ふるさとチョイスを経由するものが圧倒的で9割以上ということになっておりまして、小樽市ホームページからの件数が少ないようにこちらでは把握しておりますので、投資をして、小樽市ホームページを強化するということについては、ただいまのところは考えてございません。

○中村（誠吾）委員

では、次の質問だけれども、小樽市として、そうしたらふるさと納税をどう発信していくのですか。検討している方法はありますか。

○（財政）契約管財課長

ただいまの、小樽市としてふるさと納税をどう発信していくかということにつきましては、先ほど投資を含めた小樽市ホームページの強化につきまして申し上げましたけれども、ただ、少数といえども利用する方はいらっしゃいますし、事務手続などを確認される方の御利用もありますので、ホームページにつきましては、その中のふるさと納税関係ページにつきまして、他市のページなどを参考にしながら、よりわかりやすいページに刷新してまいりたいと思っております。

○中村（誠吾）委員

ふるさと納税で最後の質問です。しつこくなのですが、もう一步前進してほしいと思うのだけれども、小樽市の知名度と特産品を考えたときに、私は小樽市のふるさと納税が道内ベスト5に入らないというのはおかしいと、端的に思っています。それで、担当職員を増員してほしいと思っているのですが、市として野心的な目標を掲げて、逆にチャレンジする心構えはありますか。

○財政部長

確かに、小樽市は、特産品の種類は非常に多い自治体だというふうに思っています。ただ、ふるさと納税を活用している方というのは、どちらかというとポイントを絞って品定めをしているという傾向が強くて、先ほど北海道ベスト5の話が出ていましたけれども、これもはっきり言って、水産品に特化しているまちと酪農品に特化しているまちという感じかなというふうに思っています。

ただ、そういった中で逆に小樽市の品物が多いという部分が、逆に余りプラスの方向に働いていないという局面はあるかと思います。ただ、お礼の品というものの意義につきましても、やはりあくまでも本市の魅力ある特産品を広く紹介するという、そういう視点がございますので、なかなか絞っていくというのも難しいのかというふうに思っています。いずれにしても、先ほど人員をふやして云々の話もございましたが、根室市の話も当然ですけれども、必ずしも人員がふえればふえるというわけではなくて、やはりあくまでも、いかに特産品を魅力的に発信していくか、そこに尽きるのかというふうに思っています。

ちょうど昨年、某洋菓子店の洋菓子を出したところ、すぐその何日間かは非常に反響が多かったというふうな実例もございますので、来年度のお礼の品の提案や発送を管理する業者をこれからプロポーザルで決める予定でございます。それと市長からも、特に財政部に対しても産業港湾部との連携を強めて、全庁的にしっかりと取り組んでくれというふうなことも言われてございますので、当然これからは他都市の状況は継続的に研究しながら、より魅力的な特産品の開発、それと、より魅力的な発信の仕方、それについては引き続き取り組んでいきたいというふうに思っています。

○中村（誠吾）委員

まず、財政部長、ホームページをよろしくお願いします。

◎連携中枢都市圏構想について

次に、札幌市の連携中枢都市圏構想についてお聞きします。我が会派の林下議員が代表質問でもしているのですが、圏域についての考え方なのです。私は札幌周辺市町村が、ともに日本全国から人、もの、金、こと、少し乱暴な言い方だけでも呼び込むという発想は、大変有意義なものではないかと考えています。全国的に知名度がある小樽市であっても、全国にPRするには予算も職員も必要ですし、私は現状で十分にできているとは思っていません。しかし、札幌市とその周辺市町村と一緒にPRをすれば、そのチャンス、機会や質、量ともに格段に変わってくるのも事実なのです。ただ、私は圏域には共同といういい側面だけではなくて、圏域内の競争も加わっているという視点も忘れないでほしいと思っています。例えば圏域内市町村が共同で、首都圏において移住のPRをして移住者を呼び込めたとしても、当たり前なことなのだけれども、住んでもらえるのは1市町村だけです。つまり圏域の共同で結果が出て、その結果を享受するには競争があるということなのです。ですから質問なのだけれども、圏域内市町村での共同の部分が存在すると同時に、圏域内市町村の競争が存在するという認識はしていますか。

○（総務）企画政策室布主幹

ただいまの御質問でございますが、御指摘のとおり競争が存在するという事も考えられますが、この取り組みは、あくまで対等な立場での協約を締結してのものでございますので、その連携の中で相乗効果を高めていくということを主眼に置いて、今後の協議の中で議論を深めてまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

もちろん、私は、市町村間の競争が悪いとは思っていません。それは競争によって市町村の業務がよいものになっていく可能性は十分あるわけですから、それで圏域内の市町村を見て、並んで、対等にいくと言ったのだから、小樽市としてはどのように強みを発揮していければよいと考えていますか。

○(総務) 企画政策室布主幹

強みの部分でございますが、小樽市としては、例えば観光都市としての知名度を圏域で取り組む事業なので発揮をすると。そうした中で、圏域やほかの自治体との相乗効果を図り、圏域全体の発展にも寄与すると。そういったことを通じて、本市にとっても、現在、小樽市として取り組んでいる施策などにさらなる効果が出る。ひいては小樽の観光の振興に寄与するということなどを狙って取り組んでまいりたいと考えております。

○中村(誠吾)委員

私は嫌みな性格なので、逆に聞きます。他の市町村におくれていると感じている部分はありますか。

○(総務) 企画政策室布主幹

おくれている点につきましては、今のところ、特に本市がほかの市町村に特別におくれていると感じている点はありません。ただ、今後取り組みが進み、各自自治体との情報共有が盛んになってくれば、御指摘の部分もわかってくるのではないかと考えております。その際には、改めて議論してまいりたいと考えております。

○中村(誠吾)委員

それで、ホームページにも出ていますので、札幌市のホームページを見ました。連携事業を見て質問しますが、現時点での取り組みは非常に詳細なので、はっきり申し上げまして札幌市主導であるのは仕方がないと思っています。でも今お答えになったとおり、市長も言ってくれている、特に観光分野について答えてくれましたけれども、小樽市はもう少し、私は積極的でないのではないかと考えているのです。それで、札幌市が考えているためでしょうか、具体的な施設名や事業名は札幌市ばかり出てくるのですよ。見たらわかりますよね。その例は、札幌市円山動物園における市町村PRや物販等のイベントの実施は連携しないとなっているのですけれども、円山動物園とおたる水族館の共通券や共同イベントをやっていますよね。共同イベントをこの連携中枢都市圏の枠組みで行うことは考えられないのですか。

○(総務) 企画政策室布主幹

今のところでございますが、今回の取り組みはあくまで、まず、市が行っている事業ということを前提に組み立てましたので、民間事業と市との連携と、そういうものは今のところは想定されていないところでございます。

○中村(誠吾)委員

今、水族館を出したのですが、同じような発想で実際に頑張っていっていらっしゃる方に、勝手なことを言うなと怒られるのだけれども、さっぽろ雪祭りと小樽雪あかりの路の共同PRは考えられないとか考えたのですよ。それで質問なのだけれども、私は、受け身の姿勢であれば確実に圏域内の競争に負けると思いますよ。いつも言っているのだけれども、取り組みの中に小樽の具体的な施設名や事業名が入ってきてもいいと思うのですが、いかがですか。これは今後、提案してくるのですか。

○(総務) 企画政策室布主幹

今回の取り組みの取りまとめにつきましては、札幌市が中心となり取り組む部分を調整してまいりましたので、御指摘の部分はごもっともかと思えます。小樽市の施設の部分などについて、今のところは想定されておりませんが、今後につきましては、連携事業の実施の状況を見きわめながら、本市の費用負担の件も含めて御指摘の点については検討してまいりたいと考えております。

○中村(誠吾)委員

この課題もあって、市長は前向きに答えてくれているのですけれども、この中枢都市圏の中の職員交流についてはぜひ積極的に取り組んでいただきたいのです。それで、小樽市としてこの課題に積極的に取り組んでいくつもりではいてくれていますよね。

○(総務) 職員課長

職員交流によって他都市の業務に携わることは、人材育成やひいては組織力の向上に資するものであり、また、

相互交流ということで、実務レベルで札幌市の職員の方から得るものもあると思いますので、この職員交流は有用な取り組みだと認識しております。もっとも小樽市だけの取り組みではありませんので、そのタイミングや交流期間、どういった部署で交流を行うかといったようなこともありますけれども、前向きに検討し、本市の人員体制を総合的に勘案しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○中村(誠吾)委員

あともう一つ、私は資産税課にいたから、ずっと思っていたことがあるのだけれども、航空写真の撮影の問題なのです。共同実施をしないということになっているのですけれども、理由は何なのですか。というのは、近隣市町村と同様のレベルで業務が行えるようになるのですよ、航空撮影をしていると。ですから、私は効果的な政策だと思うのですけれども、どうしてですか、これが入っていないのは。

○(総務)企画政策室布主幹

御指摘の事業につきまして、効果については否定するものではございませんが、この連携による費用負担、このあたりが不明でございますので、現時点では連携しないものとしておりますが、今後も協議ですとか情報収集は行ってまいりたいと考えております。

○中村(誠吾)委員

最後に質問というか、懸念を申し上げておきたいのですが、高いレベルで都市機能の集約を強化するという側面を持ってくると、私は札幌市のひとり勝ちを応援する形になるのではないかと心配しているのです。というのは、簡単に言いますと、何回も出ていますこの議論、小樽市から手稲区に人が流出している状況で、端的に言うと小樽市の人口流出に協力してもらえるのかなと心配になります。それで、この予算特別委員会のきょうと数日の中で、このように議会に諮られているわけですが、この短い議論で全ての結論を出すには時間がありません。余りにも短いと思っています。ですから、まずは細かな計画部分は今後検討できるということによろしいですね。

○(総務)企画政策室布主幹

この取り組みの推進体制でございますけれども、協約を一度結んだ後につきまして、今後も継続して、その取り組みの内容ですとか実施状況、こういったものを継続、検討するというような体制がございますので、その中で検討ですとか見直し等を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○秋元委員

◎防災行政無線について

それでは、代表質問でも質問させていただきました防災行政無線にかかわりまして、もう少し詳細に伺いたいというふうに思います。

まず、防災行政無線の拡張機能についても何点か伺いましたけれども、初めにFMおたるへの割り込み放送について、この内容をもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○(総務)災害対策室佐藤主幹

割り込み放送の内容ということでございますけれども、防災無線で放送する音声なのですが、それはFMおたるのスタジオを通じまして、ラジオから放送するという機能なのでございますけれども、協定上の運用の部分で、ス

タジオにアナウンサーがいらっしゃるときにつきましてはアナウンサーから放送していただくということになってございますので、直接流れないようにスイッチを切っておくというような部分をするのですが、当然夜間ですとか、いない部分につきましては自動的に直接流れるというような運用をすることを考えてございます。それから、アナウンサーがいるときですけれども、緊急放送が生じたということがアナウンサーに伝わるようにパトランプを設置したり、音声モニターなどを設置して知らせるというようなことを考えて、予定しているところでございます。

○秋元委員

それは例えば、小樽市の防災担当の職員の方ですとかが本部でいろいろな情報を流さなければ流れないと。自動で音声ですとかがあらかじめ録音されていて流れるということではないのですか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

基本的に、災害対策室に人がいないときというような部分でございますけれども、一応、Jアラートにも接続するような形になってございますので、Jアラートから、国から流れる自動放送については、これは誰もいなくても流れていくと。それから副局というのを設置する予定でございまして、これは消防司令センターに置かせていただくことになっているのですけれども、万が一、我々のほうで緊急で間に合わないような部分があれば、そちらとの連絡をとりまして、そちらで一定の部分は流してもらうという運用は考えてございます。

○秋元委員

次に、MCA無線機への転送についてなのですけれども、これについてももう少し具体的にお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

避難所等に設置してございますMCA無線への転送ということでございますけれども、今回整備を予定してございますのが同報系ということで、一斉にスピーカーを鳴らすために無線を飛ばすというのが基本的な機能なのですが、それと同時に、今避難所に設置している、配備している移動系という無線なのですけれども、こちら、外にあるスピーカーがわりというわけではないのですが、そういうような形の中で一斉に放送するというので連携する機能をつけてございます。

○秋元委員

以前にもMCA無線の導入の際に質問させていただいたのですけれども、例えば小学校ですとか中学校の学校施設の場合には、このMCA無線の保管というのは、通常どのように保管されているのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

現在におきましては、職員室、もしくは校長室に備えつけていただいているという形になってございます。

○秋元委員

ちなみに、昨年9月6日のブラックアウトの際なのですが、そのときにはたしか5カ所避難所が開設されたというふうに思っていますけれども、MCA無線は活用されたというのはあるのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

7カ所の避難所に設置しまして、電話が通じないという状況が起きましたので、これにつきましては学校の教員もいらしゃった部分はあるのですけれども、MCA無線を最終的には体育館に移動してきてまして、そちらで連絡を取り合ったということで、使用した実績がございます。

○秋元委員

それでは、テキスト形式のメール配信についてなのですが、これについて、登録制だということなのですが、まず、もう少し運用の流れについてお聞かせいただけますか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

他都市で運用されている部分もございますけれども、まず小樽市のホームページでピッとやると登録できるような、そういうような部分の中で、市民の皆様がホームページからそれを登録していただくというような仕組みを

今考えているところでございます。それで登録していただいた携帯電話やスマートフォンにメールが送られていくことになるのですが、メールですので、音声ではないということで、文面が届くということでテキストと申しているわけですが、今回の無線放送のシステムの音声なのですけれども、肉声でしゃべれるのはもちろんなのですが、基本的には音声合成装置というものでつくられた機械の音声というのですか、それを流していくのを基本として考えてございます。

この放送内容につきましては、システムの中に含まれているパソコン上で文章を打っていくと、その作成した文章が音声に変換されるというところがございますので、この形式で伝達される音声につきましてはもともとなる文面があるわけですので、その文面がメールとして送られることになってございます。

さらに申しますと、文面につきましては、あらかじめこのような文面というのをつくって登録して、幾つも登録しておけますので、いざという部分の中では一々打たないで、これというような形でその部分をすぐ放送もできるし、メールで送信することができるような形を考えてございます。

○秋元委員

携帯電話各社から緊急速報メールというのもありまして、それは小樽市内にいる方のみに配信されるというふうになっていきますけれども、このテキスト形式のメールは、例えば登録しておくとのぐらまで配信できるものなのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

どれぐらいの距離まで飛ぶかということなのですけれども、国内でメールが届くような状況があれば、そこまで届いてしまうということになっています。

○秋元委員

登録して、まさか地方の方が登録するという事はなかなか考えられませんが、ただ、小樽市に住んでいる方が登録して、地方にいるときにもし災害などがあつた場合には、そこにも届くということなのですね。

次に多言語放送についてです。

これは多言語放送ということですので、どういう国の言語で放送がされるのか。また、放送されるまでの流れと申しますか、仕組みについて説明いただけますか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

多言語放送、外国語の部分で申しますと、日本語はもちろんですけれども、英語、中国語、韓国語、そしてロシア語の4カ国語を今やろうということで考えてございます。それで仕組みと申しますか、流れですけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、これにつきましても音声合成装置を介して放送しようということで思っております。それで、基本的に日本語で入力をして、そこで文面として、テキストとして外国語に翻訳されるということになりまして、その変換された外国語の文面をもって外国語の音声に変換される。そして放送されるというような流れということになってございます。ただ、運用の中では、要は緊急の部分もありますし、外国語をきちんと理解する職員が災害対策室にいるかどうかということもございまして、万が一の変換間違いなどを想定しまして、もうゼロではないというふうに思ひまして、外国語として流す文面につきましては簡便で短い文書、そういうところで放送をするというような運用を今のところは考えてございます。

○秋元委員

多分、質問し出せばいろいろと細かい疑問な点があるのですけれども、ただ、たしか防災行政無線を導入する大きな目的の一つに、観光客の方々に緊急情報を発信したいというようなお話もあつたと思うのですが、観光客の方がいらっしゃるのは、大体中心部だというふうに思うのですが、次に聞きたいところで、地区別放送との関連なのですけれども、例えば観光客のいる地域だけに多言語放送を発信するというようなことも可能なのか、地区別放送も可能だということなので、地域分けでいろいろな放送と申しますか、そういうことができるものなのか、その辺

はどのようにでしょうか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

まず、地区別放送の部分でございますけれども、機能といたしましては、当然ながら一斉放送ができると、それから、38局を今予定していますが、1局ずつからも流せると。それから、今お話になっている地区別放送ということで、地区ごとのグループでもいいですし、違うグループをつくってもいいのですけれども、グループごとの放送が可能となっております。それで、今申し上げたように、先ほどのお話にもありましたとおり、外国語の部分と日本語オンリーの地区を分けた中で放送は、これは可能になるということでございます。

○秋元委員

それで、非常に高額な防災行政無線ですので、ぜひ有効的に活用していただきたいというふうに思うのですが、平時の運用の方法というのはどのように考えていますか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

平時の運用でございますけれども、これにつきましては、基本的には防災訓練関係で使用することが想定されているということでございます。

○秋元委員

それはそうなのですが、例えば今細かく伺いましたMCA無線ですとかテキスト形式のメール、多言語放送、地区別放送ですね。これらについても平時から運用をしておかなければ、緊急時に運用の方法ですとか、タイミングですとか、さまざま調整しなければならないことがあると思うのですが、その辺のおおのの平時の運用、確かに音声で防災訓練のときに流すというのは、それはそうなのでしょうけれども、そのほかの、せっかく拡張機能としてあるさまざまな機能を平時からどのように運用されていくのかというのが一つ気になるところなのですが、この辺はいかがですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

運用という部分で、訓練につきましては、今Jアラートの訓練が年6回ほど国から行われているのですが、そういったものに合わせまして、こちらからの一斉放送の部分は、これはFMおたるも少し関係ございますけれども、その放送訓練の中で試して行って、それぞれの使い方といいますか、なれていってもらおうと。我々も当然運用になれる必要があるのですけれども、そういったことで使いなれていきたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

例えば先ほどの地区別放送については、まだ沿岸部の地域でも防災訓練とか避難訓練とか、なかなかできていない地域もあるというふうに思うのですが、それらの地域をどのように巻き込んでと言ったら失礼なのですが、協力いただいて訓練をしていくと、現時点でそういうような考え方というのはありますでしょうか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

お話しいただいたように、特に沿岸部でいきますと、津波の避難訓練というのが行われるわけなのですが、中心部などを見ますと、なかなか実施に至っていない町会もおられますので、これにつきましては各種防災の啓発関係のお話をさせていただくとともに、こういったものもできたものですから、実際の訓練のときに使用して、実際のときの備えをしていただきたいということは、皆さんに御説明といいますか、御協力していただくような形の周知というのは行っていきたいと思っております。

○秋元委員

◎非常時停電対策関係経費について

それでは次に予算関連で、これも防災関係になりますけれども、今回、非常時停電対策関係経費で80万3,000円が計上されており、発電機と投光器を各指定避難所に配備することなのですが、この投光器以外の使用の想定といいますか、それについてはどのような考えをお持ちですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

使う想定でございますけれども、これにつきましては投光器 2 台分、そして小型電気ポット一つ、それから、先ほど来話が出ている M C A 無線の電源として、それから携帯電話充電ということで 10 口相当の部分。それからリースにはなってくるのですけれども、ジェットヒーターというところで、避難所機能として確保をして使用する想定でございます。

○秋元委員

これは今、投光器、電器ポット、M C A 無線、携帯電話、ジェットヒーターと、これを同時に使用できるぐらいの容量というのはあるのですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

導入を予定しています非常用発電機なのですが、これは定格出力、容量ですけれども、ワットで言うと 1,800 ワットのものを導入したいと思っております。それで、先ほど申し上げました五つの種類の部分ですが、これの使用の想定、非常時電力という部分の最大電力での計算になるのですけれども、それでいきますと 1,000 ワット弱ということでございますので、その範疇の 1,800 ワットのうちの 1,000 ワットほどを避難所機能として使いまして、残った部分については学校機能の最低限の保証ということで、この間、問題がありました電話が通じない部分の原因は、電話交換機に電気が流れなかったということですので、そこら辺に接続していただいて、通信の部分を確認していければということは考えてございます。

○秋元委員

それで、この各発電機の燃料の備蓄というのは、通常からどのように備蓄されていく考えなのでしょうか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

備蓄につきましてですけれども、今回整備いたします部分の中に、ガソリン用の 20 リットル入りの燃料携行缶を一つずつ配備しようとしてございますので、そちらの中で交換するときはするというような形なのですが、実際の運用に当たりますと、基本的に前回もそうでしたが、災害時の燃料供給の協定に基づきまして、必要となった場合は燃料を配達するというのが基本になるのでございますけれども、ただ、災害時の混乱だとか時間がない部分が生じたときには、学校施設にある除雪機などはガソリンで動かしているということでございますので、それを一旦お借りするなどというのも想定している部分の中で、何とか配達を間に合わせて発電機を動かしていきたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

通常は 20 リットルの携行缶で、まず 20 リットル分の、例えばガソリンなりを常備しておくということなのですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

燃料の保管の部分の中で、今回の予算計上の中では、当初から 20 リットルを満タンでずっと置いておくというような形のことは考えてございませんで、今言った既存のものをずっと置いておくのもガソリンの保管上どうなのだという話もございませんで、当面につきましては、災害発生時に配達して回るというのが基本になる中での、既存の学校にある部分を緊急の場合は使わせていただくというようなことで考えてございます。

○秋元委員

少し納得できないというか、本来であれば、やはり備蓄ですから、災害があったときに使えるように通常から用意しておくというのが普通の考え方なのだろうなというふうには思うのですけれども、確かにガソリンというのは置きっ放しだと腐りますから、ずっと災害がなければいいのですが、半年も 1 年もそのままというふうにならないとは思いますが、ただ、ふだん用意しておかないで、災害があったときに運んでいくというのは、交通網が寸断されていなくて車とかで行ければいいのですが、交通網が寸断されたときに、では、せっかく整備した発電機も使えない、そういうことになると、これは少し予算の計上をしていただいて、私は、これはいい取り組みだ

など、ぜひ進めてほしいとは思うのですが、その燃料の考え方でですね。これはもう少し議論して、どういふふうに災害に備えるかというのはしっかり対策をとるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

委員がおっしゃるように、常備しておくという部分の重要性は認識してございますので、今回このような予算計上の形になりましたけれども、今後につきましては、やはりそういう部分を考えて中で、しっかりとした配備が進むように内部で検討しまして、次の行動に移していければというふうに考えてございます。

○秋元委員

確かに、保管しておく場所が学校だったりするので、大変危険なものですから、簡単にどこかその辺に置いておくというふうにはならないのでしょうかけれども、まずはしっかり、少しいろいろな議論を交わしていただいて、対策していただきたいなというふうに思います。

◎防災情報通信設備整備事業費について

次に、防災情報通信設備整備事業費1,000万円について、現在把握しているFMおたるのラジオの難聴地域というのは、今どのように市で把握されていますでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

難聴地域ということですが、正確な範囲と申しますか、これにつきましては今回のこの事業において把握していくことになるわけなのですが、現時点でおおむねの範囲として押さえている地域になってしまっていますけれども、FMおたるから屋内でよく聞こえる範囲の地図というのが示されておりまして、そこから外れているところの地域が難聴だということですが、大体で申し上げるので御了承いただきたいのですが、西からいきますと、蘭島から幸、そして長橋の一部ぐらいまでが難聴であろうと。それから北でいきますと、祝津、赤岩、高島方面にあるだろうと。それから西の下というのですか、天狗山の麓のところも少しどうなのだと。それから、天神と朝里川温泉の一部、それから大きく銭函方面が難聴地域だということで、当方では捉えているということでございます。

○秋元委員

場所にもよるのでしょうかけれども、今のお話で結構聞こえる場所もたくさんあるとは思いますが、結構広範囲なのだなというふうに感じますが、これの調査期間はどのぐらいを考えていますか。それと、実際に実施設計をされて事業を始めるときに、送信局増設に係る予算の補助メニューというのはどういうものがあるのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

期間、時期の長さのことでございますけれども、今の想定しているのが調査と設計をあわせてやっていくということですが、調査につきましては2カ月から3カ月もかからないかなという部分なのですが、その前後で、やはり設計ですとか調整関係がございますので、次の話で出てきますけれども、財源対策とする、次々年度の国の補助事業に間に合うようなスタイルで完成させていくつもりであるということなのですが、今申しました財源の部分でございますけれども、これにつきましては平成26年度からだったと記憶しているのですが、それまでは補助制度がなかったのですが、その年度以降、総務省で補助事業として民間ラジオの難聴地域解消というふうな補助メニューができました。それを利用する予定がございまして、それにつきましては、小樽市の場合は事業費の3分の2が補助金の対象になりまして、残りの3分の1というのが市でいきますと過疎対策事業債にも充てられるということでございますので、かなり自己負担というか、実質負担を低く抑えた中で工事ということになれば、入っていけるのではないのかというふうに考えてございます。

○秋元委員

◎防災関係経費について

それで、防災関係経費の予算240万円についてなのですけども、今回、災害時に避難の支援が必要な方の名簿を作成するというので、これは以前に災害時要援護者名簿を作成していたときに、私も以前質問させていただいたのですが、たしか当時の国の考えとしては、町会とかそういうところに要請があった場合に、もちろん個人の登録されている方の同意を得て、町会等へ名簿の提供をすることができたのですが、今回、名簿を改めてつくるといことなのですけども、これはまず対象者が昨年まで、現在でもいいのですが、何人ぐらい対象者がいて名簿をつくる予定なのか。また、現段階で名簿というのは、きのうのどなたかがされていた質問の中で、関係機関ということで、町会は含まれていないというお話をされていましたが、改めて伺いますが、今回の新しい名簿には町会は含まれないということによろしいのでしょうか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

現在の名簿の数という部分から少しお話をさせていただきますけれども、平成30年12月末現在で全体名簿、いわゆる対象者の数といたしましては3,253人ございまして、そのうち1,000人弱の方が同意をいただいているということでございます。

それから、町会への開示ということでございますけれども、前回の要援護者の部分は法律というか、国からの手引き、マニュアルというような形で、いきなさいよという形になっていたのですが、今回、災害対策基本法に要支援者の名簿のことが位置づけられました。それで、その法律の中の文面なのですけども、そこで行きます提供先といたしましては、消防、警察、民生・児童委員、市町村の社会福祉協議会、自主防災組織というような、この五つの相手先が示されておりまして、ただ、そのほかでも支援をしていただける団体関係者というような文言もあるのですけれども、現状におきまして、小樽市では消防、警察、そして民生・児童委員の方々への提供にとどまっております。今後、先ほどありました自主防災組織に提供させていただくということで取り組みを進めていこうと考えてございます。

それで、当面はまず自主防災組織との取り組みを先行しようと思っておりますので、それが大体、自主防災組織は町会とイコールの団体がほとんどなのですけども、そういった中で自主防災組織がうまくいくような形になってくれば、今言ったように、法律の中できちんと具体的に列挙されていないのですが、相手方といいますか、地元としては前回と同じように協力していただける体制があるのであれば、これを提供するのもやぶさかではないような形だと思いますので、それについては当然相手方との個人情報保護に関する取り扱いとかもあるのですけれども、そういった中で、きちんと相手とその約束をした中で、そこら辺ができていけばいいなということで考えてございます。

○秋元委員

私が言った対象者というのは、名簿に登載される可能性のある対象者ということだったのですよね。要援護者名簿のときには、たしか何万人といたのですよ。でも先ほど、3,253人で開示を了解している方が1,000人弱ということでしたけれども、3,253人というのは、今ある名簿の中に載っている方ということなのですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

済みません、説明が足りませんでした。今の三千何がしの数字なのですが、この対象者の該当基準といいますか、そういった部分なのですけども、まず、自宅に住まわれているという部分の中で、要介護3から要介護5の方、それから身体障害者手帳の1級、2級の第1種の手帳をもらっている方、それと療育手帳Aの所持者というような方でルールを決めてございます。それが前回のときには65歳以上の方全員というような形で対象者を広げていったものですから、人数の差はそこら辺に出てくるのかと思っております。

○秋元委員

なるほど、ではかなり細かい条件があつて、それはしっかり市で把握できていると。対象者もわかっているということなのですね。

防災組織の話なのですけれども、防災組織が町会にあれば、実際に希望する防災組織については名簿を提供することもできるということで、改めて、例えば町会で自主防災組織をつくるとなると、自主防災組織というのはそもそもどういう定義のものなのか、それをお聞かせいただけますか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

少し細かい部分の文面を持っては来なかったのですが、自主防災組織、これも災害対策基本法の中で定められている団体でございまして、そちらが災害時における地域の共助の目的になるのだとは思いますが、そういったことの中で体制を整えるような人員配置も含めて、そういったことをルール化、規約化みたいな形をしていて、それで市に届け出をしていただいた団体を我々は自主防災組織と呼んでいるような状況でございます。

○秋元委員

後ほどで構いませんので、もう少し自主防災組織の定義ですとか、どのように手続をすれば小樽市で認められるのかというのをお示しいただければと思います。

○齊藤委員

◎財政調整基金について

財政調整基金の枯渇の問題について伺います。

資料を出していただきました。まず、財政調整基金の推移という、これは平成30年第4回定例会補正までの部分ですが、これを少しかいつまんで御説明いただきたいと思います。

○（財政）財政課長

資料要求のありました資料の1枚目をごらんください。財政調整基金の残高の部分につきましては、右の上に、平成29年度末で32億2,300万円となっております。それが30年度の当初予算編成の際に、財政調整基金としては11億8,000万円を取り崩しする形によって、収支均衡予算というのを編成しております。また、その後の各定例会においても、財源としてはこちらの財政調整基金という形になりますので、その補正予算の財源として、取り崩しを随時行いまして、表の中段よりやや下にございますが、第3回定例会の時点において、決算で決算剰余金が発生しましたので、ここの部分で1億1,000万円を積み立てております。それで、こちらの表の下のところになりますけれども、第4回定例会終了後の時点での財政調整基金の残高は8億9,500万円という形になっております。

○齊藤委員

それで、積み増しになる部分というのは、今のその第3回定例会の決算剰余金の法定積立分のところのみということですが、これについては例年このようなパターンで行われるのでしょうか。

○（財政）財政課長

こちらの決算剰余金の部分につきましては、毎年度の決算で剰余金が発生した場合、その2分の1の金額を財政調整基金に積み立てるという形になっております。それで実際に、最近はこういうパターンみたいなものが続いているのかという部分につきましては、平成22年度の決算以降、実質収支につきましてはプラスの形で推移しておりますので、毎年度こちらの決算剰余金が発生しておりますので、この部分を毎年度財政調整基金に積み立てしているという状況でございます。

○齊藤委員

それでは今後というか、とりあえず平成31年度についても同様であるのかどうか、それと31年度の決算剰余金及び法定積立分についてはどのように想定しているのかについて御説明ください。

○（財政）財政課長

基本的には、これは予算、決算の流れになりますから、平成31年度についても30年度と同様の流れになるかというふうを考えております。なお、30年度の決算剰余金の部分につきましては、実際に決算が出てくるのが31年度の

第3回定例会時点での話になります。今回お配りした資料の2枚目になりますけれども、ちょうど中段のあたりに、30年度の第5回定例会補正後の財政調整基金からの繰入額というのが示されております。こちらの部分は、大体现状で歳入、歳出それぞれ第5回定例会のときに洗いをかけまして、16億8,700万円を現状取り崩しする形での収支均衡予算というのが30年度になっております。ただ、これはあくまでも予算上の数値になりますので、最終的な取り崩し額につきましては、今後の決算に向けてどんどん精査されていきますので、現時点で決算剰余金が発生するかどうかということについては、その見込みをお示しすることができない、そのような状況になっております。

○齊藤委員

今の時点ではわからないと、額についてもわからないということですが、出ると思えますけれども、もし剰余金の積み立て分があったとして、それについては、今回の小樽市収支改善プランの平成31年度末残高は6億5,800万円になっていますけれども、これについては積み立て分が反映されているのかどうかについてお示してください。

○（財政）津川主幹

委員のおっしゃるとおり、加味したもとなっております。

○齊藤委員

それで、いよいよ本題に入るのでありますが、平成30年度の第5回定例会補正後、今財政課長が言いましたけれども、財政調整基金の残高が16億4,600万円だったと。31年度当初の財源対策前の財源不足額が17億9,000万円と、そのうち過疎対策事業債ソフト分が2億2,000万円と、財政調整基金から15億7,200万円の取り崩しをして、結局16億4,600万円から15億7,200万円を取り崩したわけですから、残りが7,400万円になったと。本当に31年度当初、現時点で財政調整基金というのはもう首の皮一枚と、大変な状態になっているわけですが、収支改善プランでは31年度の繰入額が11億3,800万円というふうになっています。実際には、この当初予算時点で繰入額、いわゆる取り崩し額が15億7,200万円ということで、4億3,400万円を収支改善プランに書いてある金額よりも多く取り崩したということになっているわけですが、この原因についてお示しいただきたいと思います。

○（財政）津川主幹

収支改善プランにおける収支改善取り組み後の収支計画の、平成31年度財政調整基金からの繰入金11億3,800万円は、決算ベースで見込んだものです。そのため、31年度予算における財政調整基金繰入金との差は予算ベースと決算ベースの差によるものです。

○齊藤委員

この収支改善プランが決算ベースだということはわかりますけれども、平成31年度当初の取り崩し額というのは非常に大きいわけです。4億3,400万円であるかどうかは別としても、結構過大になったということで、その分、収支改善プランの31年度末残高の6億5,800万円に相当食い込むのではないかと。単純に、この4億3,400万円が超過分だとすると、差し引き計算すると2億2,400万円しか残らないと。これでは、その次の年、収支改善プランの32年度の収支改善取り組み後は4億3,300万円と書かれているわけですが、この収支不足額を賄い切れないと。さらに、もう財調を全額取り崩して充てても、その不足額がカバーできないところまでいってしまって、本当の資金ショートといいますか、そういう財調で対応できなくなるところまでいってしまうというような危険性も非常に感じるわけですが、この辺についてのお考え、対策を講じる必要があるのかないのか、その辺について伺いたいと思います。

○（財政）津川主幹

平成31年度予算編成後の財政調整基金残高は現在7,400万円ということで、非常に厳しい状況であると認識しております。この4月に予算執行に当たってという文書を各部に通知いたします。その中で、今後の予算執行に当たっては、効率性などをさらに高める工夫や改善をしていただきながら、収支改善プランの目標に向けて努めてまいりたいと考えております。

○齊藤委員

今、私が問題にしている財調の枯渇というのは、昨年とかの議論でも、従来、ある意味、想定内の枯渇というのはあったのですよ。平成31年度内でどっかの時点では、一瞬、瞬間的に枯渇するかもしれないのだけれども、その年度内のどこかの時点で、また残高が回復できると。ある意味、決算剰余金とかで年度末残高としては、最終枯渇にはならないのだというように、我々も理解していたのですが、今回の、今のこの財調の厳しさというのは、もう一段、それをさらに輪をかけて厳しくなっているのではないのかという気がするわけですが、そこら辺の認識はいかがでしょうか。

○（財政）津川主幹

収支改善プランでは、16ページにおいて、平成37年度までの収支見直しを行っております。中でも、特に31年度は厳しいと見込んでおきまして、財政調整基金繰り入れ前の収支不足額は、過疎対策事業債のソフト分などの財源対策を行っても20億6,300万円と試算していました。しかし、31年度予算においては、財源対策後の財政調整基金繰り入れ前の収支不足額は約15億7,200万円となっており、約4億9,100万円収支が改善しております。今後も財政状況が厳しいことが予想されておりますので、収支改善に向けた取り組みを着実に進めて財政調整基金の確保を図ってまいりたいと考えております。

○齊藤委員

これで最後ですが、そもそも今回のこういう財政悪化というのは、森井さんの、前市長の財政について、無為無策だったという森井さん時代からの負の遺産という面もありますから、それはそうとしても、収支改善プランそのものについても、この数字が当然変わってくるわけです。厳しさが増しているわけですから、見直す必要、どうしても見直さなければならないことになるのではないかと思いますけれども、その辺について伺って終わります。

○（財政）津川主幹

収支改善プランは最後のページにもありますとおり、今後の制度改正や新たな財政需要などに対応するため、来年度以降の収支の見直しを見直すとともに、新しい取り組みなどを検討しながら、収支改善に向けた見直しを行っていきたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。
この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時33分

再開 午後 2 時54分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
共産党に移します。

○新谷委員

◎簡易水道について

それでは代表質問に引き続き、簡易水道についてお聞きします。

石狩西部広域水道企業団の第2期工事を始めるに当たって、小樽市は2025年度から2035年度の受水計画を1日最大1,500立方メートルに変更しました。構成団体全体の1日最大給水量、2007年度と2017年度に見直した受水予定量

をそれぞれお示してください。

○（総務）企画政策室小川主幹

見直した受水予定水量につきましては、平成19年度に見直した1日最大給水量は7万7,800立方メートル、29年度に見直した1日最大給水量は6万9,000立方メートルとなっております。

○新谷委員

第1期でつくった施設能力と第2期の施設能力はそれぞれ1日何立方メートルになっていますか。

○（総務）企画政策室小川主幹

第1期でつくった施設能力、平成32年度から開始される第2期の浄水場の施設能力につきましては、第1期では1日最大給水量が3万8,900立方メートルの施設能力で施工しており、32年度から開始が予定されている第2期工事の施設能力は、1日最大給水量が3万100立方メートルの施設能力で、合計6万9,000立方メートルの施設規模となっております。

○新谷委員

第2期工事後、札幌市が受水します。それでなぜ施設能力が小さくなるのか、受水予定量も減るのか、構成団体の当別町、石狩市も小樽市と同じように1日最大給水量を引き下げているのか、この辺について説明してください。

○（総務）企画政策室小川主幹

見直した水量につきましては、平成29年度に見直しをしております、石狩市は2万1,100立方メートルから1万6,800立方メートルに、4,300立方メートル減少しております。当別町は9,600立方メートルから6,800立方メートルに、2,800立方メートル減少していると聞いております。

○新谷委員

当初の計画が過大だったということですね。小樽市もこういうふうに下げたわけですから。それで、代表質問では、2035年度に76社の操業を見込んでいるという答弁でした。しかし、2007年から2018年までの12年間で7社しかふえていないわけです。今後景気がうんとよくなるというふうには思えません、今の状況だったら。あと17年間で26社も見込めるのか、これはどうしてそういうふうに見込んだのか、見込めるのか説明してください。

○（総務）企画政策室小川主幹

平成47年度で76社を見込んだ根拠につきましては、まず28年度末現在で操業している企業数、操業面積から1社当たりの面積割合を算出します。そして、47年度の操業企業面積の推計は、直近10年の実績をもとに伸び率を算出し、操業企業面積を予測しております。この推計から平成47年度の操業企業面積に1社当たりの面積割合を乗じて算出したものが76社としてございます。

○新谷委員

操業面積から算出して76社としたということですが、これまでも、やはり面積、そういうものから計算していたと思うのですが、実際はこの間、昨年は1社ふえましたけれども、ふえていないのですよね。これはあくまでも希望的観測としか言えないのではないのですか。いかがですか。

○（総務）企画政策室小川主幹

平成47年度で76社創業を見込んでいるということにつきましては、あくまでも直近10年の実績の伸び率を算出した予測という形になっております。

○新谷委員

計算上はそうなるかもしれませんが、今も言ったように2007年から2018年までの12年間で7社しかふえていないのです。だから今後26社もふえるというふうには考えられない。ふえて採算をとってほしいですけども、この見込みも少し過大ではないのかということ是指摘しなければいけないと思います。

それから、2016年に策定した小樽市簡易水道事業経営戦略ですが、2017年度から2024年度の収支不足を補填する

ために、一般会計から繰り入れ、1億9,601万7,000円を見込んでおります。その後、2025年度から2028年度までの収支不足は幾らと見込んでいますか。

○（総務）企画政策室小川主幹

収支不足補填の繰り入れにつきましては、小樽市簡易水道事業経営戦略では、平成37年度から40年度までの4年間で1億7,391万5,000円を見込んでおります。

○新谷委員

このように基準外の繰り入れがこれだけされるわけですね。やはり大きなお金だと思うのです。いろいろ市全体の施策から見たら、本当に小さな額まで削っている、そういう状況の中で、ここにこれだけの一般会計からの繰り入れは、本当に事業が過大なために、これを推進してきたために、これだけの大きな額を入れなければいけないと、そういうことだと思うのです。それで、1日最大給水量を1,500立方メートルに変更しても、なお収支不足が続くということが今わかりましたが、どうやったら収支不足は解消されるのか、いつも言っておりますけれども、主導してきた北海道に責任をとってもらい、それをきちんとやってほしいということなのですが、代表質問で聞いた3点の要請、それはきちんと文書で要請をしたのか、あるいは口頭で要請したのか、それに対して北海道の回答はきちんとした文書で回答したのか、口頭で回答なのか、その辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室小川主幹

北海道への要請そのものは口頭で行っておりますが、その際に北海道に認識を強めてもらうために資料をまとめてお渡ししております。北海道からは口頭で、北海道の財政状況も非常に厳しいということもあり、市への財政支援は難しい、企業誘致と企業の使用水量をふやしていくことが解決の手段であるとの回答を得ているところでございます。

○新谷委員

毎回毎回、この問題を指摘していますが、口頭で資料を出して、それは当然だと思うのですけれども、口頭でということではなくて、きちんと文書を出して文書で回答をもらおうと、そういうふうにしないと、これを言ったとか言わないとか、そういうことにもなりかねないでしょうから、きちんとこれは文書でやっていただきたいのと、それから北海道が財政負担はできないのだと、そのかわり、今までの答弁でしたら、企業誘致を頑張るって言うのですけれども、実際には何もなっていないと。昨年企業誘致したのは石狩開発株式会社でした。その辺は、北海道としてはどう考えているのでしょうか。

○（総務）企画政策室室長

北海道がどういうふうを考えているかということですが、我々の要請に対しては、北海道としては、先ほど申し上げましたような回答をいただいております。ただ、企業誘致についても、北海道としても、一応取り組んでいただけるようなことも伺っておりますし、実際には誘致に結びついていない部分がございますけれども、我々の要請については受けとめていただいているというふうには認識しております。

○新谷委員

私はこの質問を何度も繰り返し、同じ答弁を何度も聞いています。けれども、北海道の努力は本当は見られないのですよね。それでがっかりとそれを要請していただきたいのですが、昨年は石狩開発が1社誘致したということですが、今、石狩開発の経営状況はどうか、それから、また今後、小樽市域に企業誘致できる見通しというのがあるのかどうか、御説明ください。

○（総務）企画政策室小川主幹

石狩開発株式会社の経営状況につきましては、平成26年度以降については黒字決算を続けており、会社経営は安定した状態になっていると考えられますが、民事再生以降、中期事業計画を立て、企業立地の加速や経営の安定化、財務の健全化などに取り組んできており、経営の安定に努めていると聞いております。小樽市域の土地の分譲等に

については、石狩開発株式会社の分譲開発事業は銭函 4 丁目の新川通から約 500メートルの距離に位置しておりまして、分譲面積は約 6ヘクタール、区画数は12区画と聞いており、31年度から分譲開始と聞いております。31年度から分譲を開始する銭函 4 丁目については、札幌市により近い場所に位置した立地条件となっており、現時点において、多少引き合いがあると聞いておりますので、本市としては企業誘致が進むことを期待しております。

○新谷委員

期待しているということでしたけれども、もう少し見込みというのはどうなのですか。

○（総務）企画政策室小川主幹

企業が張りつく見込みとしましては、現時点において、引き合いがあると聞いてございますので、その点については期待しているところでございます。

○新谷委員

何度も何度も指摘してきましたけれども、過大な事業によって小樽市の会計を圧迫している、こういう状態です。したがって、北海道にもきちんと責任を果たしてもらえていない、こういう中では、本当にいつになったらこの会計が黒字になるのかという見通しもない。石狩開発はことし供用開始して引き合いがあるということですが、さらに私は北海道に対して、企業誘致でも何でもがっちりやっけて、とにかく小樽市の負担を減らす、そういうことを今度は口頭ではなく、文書できちんと要請していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室室長

北海道に対する要請の仕方及び要請の継続についてでございますが、今、委員から御指摘がありましたとおり、やはり北海道に対しては、やはり主体的にかかわっていただきたいという部分は常々我々も思っておりますので、要請の仕方も含めて少し検討させていただきながら、要請そのものは継続していきたいというふう考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○新谷委員

◎連携中枢都市圏構想について

それでは次に、連携中枢都市圏構想についてお聞きします。

そもそもです。この構想案というのはどこから出されて、その目的は何か端的に説明してください。

○（総務）企画政策室布主幹

もともと連携中枢都市圏構想につきましては、総務省による第30次地方制度調査会、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申を踏まえて制度化したものでありまして、平成26年度から全国展開されております。

（「目的、簡単に」と呼ぶ者あり）

目的につきましては、相当規模の中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが連携中枢都市圏の目的となっているところでございます。

○新谷委員

そうですねけれども、人口に対してはどのように書かれていますか。

○（総務）企画政策室布主幹

目的の中に人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点というふうにありますので、一定程度の圏域人口を維持するという記載になってございます。

○新谷委員

圏域の人口ですね。それで、政府が主導してきて、今この連携中枢都市圏構想というものが進められているわけですが、中核市となる札幌市には特別交付税がどれぐらい出るのですか。

○(総務) 企画政策室布主幹

今回の取り組みによる財政的な措置としましては、中核市である札幌市には特別交付税として1.2億円。普通交付税で4億円ほど入ると。連携市町村には1,500万円の特別交付税措置が講じられます。ただ、小樽市の場合は、既に北しりべし定住自立圏で特別交付税の交付がございますので、この1,500万円の措置はないということになっております。

○新谷委員

それから、当然、札幌市が拠点になるわけですが、施策のほとんどを選択と集中で行って、札幌市にはたくさん特別交付税が出るわけです。それで、今後連携する取り組みを進めるに当たっては、先ほども中村誠吾委員から質問がありましたが、必要に応じた個別費用が生じる可能性があるが、義務ではないということがこの代表質問の中の答弁であったのですけれども、先ほど中村誠吾委員に対しては個別費用が出る可能性があるというふうに言っていました、そうですね。

○(総務) 企画政策室布主幹

これまでの代表質問を整理させていただきますと、まず協約を結ぶことについて義務的な経費が生じることはありません。ただ、連携する取り組みを進めるに当たって必要な費用が生じる場合はございます、というふうな整理でございます。

○新谷委員

それでは一つだけ、具体的にお聞きします。札幌市のビジョンの中の除雪です。雪堆積場の共同活用という、どうもここが理解できないのですが、「圏域内における土地の有効活用のため、札幌市が管理する雪堆積場の近隣市域内への開設及び排雪の受入を行うとともに」というのは、物すごくわかりづらいのですけれども、要は札幌市が管理する雪堆積場の近隣市域への開設及び排雪を行うということなのですか。

○(総務) 企画政策室布主幹

雪堆積場の関係につきましては、詳細の検討についてはこれからなのでございますけれども、例えばですが、銭函地域において、その住民の雪、それと隣接する札幌地域の手稲区の雪堆積場、こういったものを相互利用できないかという、まず検討から始めるということになっておりますので、御理解いただければと思います。

○新谷委員

銭函の雪を札幌市に持っていくのではなくて、銭函のところに共同でやるということで、要は札幌の雪も入ってくるということですね。

○(総務) 企画政策室布主幹

今段階では、そのあたりも決まっていますが、お互いの共同利用ということなので、それはお互いにやり合うというような形になるかと思えます。

○新谷委員

それは少し除雪の問題だけとって、小樽市にとっては負担になる部分だなというふうに思います。それで、この構想に対して、施策のほとんどを選択と集中で行って、高次の都市機能の集積強化としているわけですが、代表質問でも言いましたけれども、浜松市ではもう失敗しているのです。産業面、生活面でも自律的な発展を遂げないし、2013年からもう人口が減少しております。それで、全国市長会の会長は、中枢中核都市の推進で、ミニ一極集中が起きることを懸念して、構想が有効かどうか極めて疑問だと言っております。それに対してどう思いますか。

○(総務) 企画政策室布主幹

こちらの取り組みにつきましては、今後の推進体制の中で取り組みを見きわめる、そういった仕組みが構築されておりますので、その見きわめの中で効果ですとか、新たな提案ですとか、そういったことについても検討してま

いりたいと考えているところでございます。

○新谷委員

この前の我が党の酒井隆裕議員の一般質問で、これは市長答弁でしたけれども、札幌市への転出、これは平成26年から平成30年、この答弁で、5年間で毎年700人から1,000人の転出超過で推移しているということです。こういうふうな、やはり単なる連携ではなくて、こういうことがますます加速される、こういうことは十分に予測されるわけです。それと、代表質問のときにきちんと答えていただけなかったのですけれども、小樽市としてどういう意見を上げてきたのか、それから、連携協約締結に当たっては地域における合意形成の過程を重視することが重要であるというふうに要綱には書かれているのです。だけれども、全然、市民は全く知らないわけですよ。だからこういうことでも非常に問題があると思いますが、この2点についてどういうふうに考えているかお示してください。

○（総務）企画政策室布主幹

この取り組みにつきまして、札幌市に今まで上げてきた意見としましては、圏域の各自治体の企画拡張会議の中で、防災ですとか人事交流、産業振興といった取り組みについて、連携を行って、検討してまいりたい旨をまず意見として申し上げました。結果としては、本市としては現時点で全体の40事業のうち34の取り組みを行うと、その旨の意思表示をしましてまいりました。また、ビジョンには費用負担の考えについても記載されるとのことでしたので、その詳細について考え方を示していただきたいという旨を札幌市に申し上げまして、現時点では取り組みの費用負担について基本的には札幌市が負担するのですけれども、連携する自治体の費用負担につきましては、これから検討を進めながら決まっていく旨であるのを、その点を確認しております。

あと、広報の件についてなのですが、要綱上は、記載の中で、「各市町村の住民に対しては、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、当該連携協約案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。」とございましたので、本市といたしましては、その方法として要綱に規定のあります周知方法のうち、ホームページでの周知を選択したものでありまして、住民説明会については行ってこなかったものでございます。

○新谷委員

住民説明会を行ってこなかったということは問題だと思います。やはりインターネットだけではわからないわけですよ。これが、やはり今聞いてきたように、国主導、札幌市中心ということで、小樽市にどのようにメリットがあるのかもわかりませんし、それから団体自治ですね、そういう面でも後退があるのではないのか、そういうふうなことも感じられます。

それで、この構想はやはり、次の大きな重要な圏域の問題にもつながっていく問題だと思いますので、これは少し問題だなと思って、説明してこなかったのですから、むしろこれを1回取りやめて、もう一回やり直すというぐらいのものではないかと思います。これは意見です。

○小貫委員

◎固定資産税について

まず、固定資産税から伺います。

固定資産税の滞納繰越分について、代表質問での答弁では、相続人不明者など、徴収困難な案件が増加しているという市長答弁でしたけれども、この件数の推移を示してください。

○（財政）納税課長

市長答弁では、徴収が困難な案件の事例の一つとしまして、相続人不明者などと答弁いたしましたが、正確な件数の把握は難しいですけれども、高齢化が進むにつれまして、相続人不明者がふえてきているという実態がございます。それを一つの例として挙げました。

納税課職員の徴収努力としまして、滞納者そのものは減少してきておりますが、生活困難者、高齢化に伴いまして納付困難になるケースなども含めまして、なかなかスムーズに進まない困難案件の一つの事例としまして、相続人不明者というものを挙げたものでございます。

○小貫委員

今の説明だとわかりません。実態がわからないのだけれども、案件としてふえていると何でわかったのですか、そういうことが。

○（財政）納税課長

相続人不明者といいますが、例えば相続放棄をしているとか、納税課で調査中であるとか、相続人の方々が売買や相続登記をしている、それから相続の放棄の途中であるとか、いろいろな事例がございまして、そういうものをひっくるめまして、不明者が少し増加傾向であるというふうに……

（「実態を押さえていないのに、何でそれがわかるんですかという話をしてるんです。市長答弁ですよ。」と呼ぶ者あり

○小貫委員

次にいきます。滞納分のこの税の徴収についてですけれども、いろいろな事案があったような話もありましたが、一律にこの差し押さえによって取り立てるとかではなくて、市民の生活を、実態を踏まえて対応することになっていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○（財政）納税課長

納付資力があります場合につきましては、早期の納付が大原則でございますけれども、病気や災害など納付ができないという場合におきましては、徴収猶予など、納税者との状況に応じまして対応している状況でございます。

○小貫委員

それで、現在の固定資産税の滞納状況なのですけれども、本税で1,000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上の区分ごとの滞納状況を示してください。

○（財政）納税課長

固定資産税、都市計画税でお答えいたしますが、滞納額では1,000万円以上1億円未満は3件、1億円以上10億円未満はゼロ件。10億円以上は1件でございます。

○小貫委員

それで、新谷議員が代表質問で示した2015年度から2017年度の固定資産税滞納繰越分の平均額と新年度予算の比較を示してください。

○（財政）納税課長

平成27年度から29年度までの固定資産税滞納繰越分の決算額の平均についてでございますが、平均としましては1億5,700万円、31年度予算としましては5,350万円を計上しております。

（「比較」と呼ぶ者あり）

平均が1億5,700万円で、31年度が5,350万円ですので……

（「約1億円だね」と呼ぶ者あり）

約1億350万円減の5,350万円ということでございます。

○小貫委員

それで、なぜこのような隔たりがあるのだとかについて市長答弁がありましたので、もう一度繰り返してください。新谷議員は2018年度も1億円を超えるのではないかということを行っているのですけれども、それに対しての市長答弁をもう一度言ってください。

○（財政）納税課長

本会議におきまして市長は、「次に、固定資産税の滞納繰越分の収入済み額につきましては、平成30年度の決算見込みは現時点では当初予算計上額の7,160万円と同額程度を見込んでおります。」と答弁なさったと思います。

○小貫委員

平成30年度は大体予算どおりなのだと。ただ、今回、過去3年度の決算平均額と新年度予算では大分隔たりがあるということですが、確認しますけれども、一般論として民事再生中の税の滞納繰越分を徴収することはできますか。

○（財政）齊藤主幹

あくまでも一般論という形でございますけれども、民事再生中であっても税の徴収はできるものというふうになっております。

○小貫委員

それで、同じく一般論として、今回は本税100万円を滞納している納税者に対して、2人世帯の場合ですけれども、月額20万円程度の手取りがある、収入がある場合は、何か月ぐらいで完納するように納税課としては対応しているのでしょうか。

○（財政）納税課長

基本的には、税法上の徴収の猶予は原則1年ということになっておりますけれども、特別な事情がある場合でも2年以内となっていることから、まずは1年以内の完納を指導させていただいております。

手取り月額20万円程度で、仮に2人世帯ぐらいだというふうにしますと、5万円程度の差し押さえ可能額というふうに計算されます。その差し押さえ可能額の有無や、その他世帯の収入状況に応じまして、また、病院代がかかっているだとか、そういう欠かせない支出の有無なども含めまして、総合的に判断をして指導することにしております。

○小貫委員

差し押さえ可能額は大体5万円になるけれども、大体猶予しても2年だということで、2年ぐらいで完納するよという指導になるのだと思うのです。ただ、今回は、先ほどの答弁ではそれぞれの滞納の区分ごとの件数を出してもらいましたけれども、固定資産税の本税の滞納分を、年に徴収する割合が1割以下というのはどのぐらいあるのでしょうか。

○（財政）納税課長

件数は押さえておりませんが、先ほど申しました、基本的には税法上徴収の猶予は原則1年以内、特別な事情がある場合でも2年以内となっておりますことから、まずはそのような指導をいたします。例えば、年に滞納額の1割以下しか本当に納付できないこととなれば、不動産の売却を検討していただくとか、あるいは不動産の価値がなかったり納付資力が全くない場合など、滞納処分執行停止の措置をとることも考えられます。

いずれにいたしましても、差し押さえ可能財産の有無や収入状況など、個別の状況などを総合的に勘案して判断しているところでございます。

○小貫委員

同様に、もう少し件数、割合が少なくなれば押さえているのではないかと思うのですけれども、1%ぐらいしか年額納められないという件数ぐらいは押さえていないのですか。

○（財政）納税課長

この件数に関しましても、先ほどと同様に件数は押さえておりません。

○小貫委員

しかし、先ほどの例で、2人世帯の場合で約20万円の手取り、手取りで年240万円、手当抜きにして240万円の場合

合は約50万円をもらうよと。大体、収入に対して2割程度のお金をもらうよという話があったのです。そういう中で、一般論として聞きますけれども、仮に40億円の本税の滞納者がいるとして、一般論ですよ、一般的に市としては1年間どのように支払うよう接触するのですか。

○（財政）納税課長

繰り返しになりますけれども、一般論といたしましては、原則1年以内、特別な事情がある場合でも2年以内の完納を指導いたします。最終的には、差し押さえ可能財産の有無や収入状況など、個別の状況を総合的に勘案しながら判断させていただくことになります。

○小貫委員

それにしても、約1億円未満で3件滞納者がいるということですので、先ほど平均と約1億円離れている新年度予算になっているということで、これはもう少し、私はやはり見込めるのではないかというふうに考えるところで。少なくとも3カ年の決算の平均並みにはいくのではないかというふうに思います。

◎石狩湾新港関係の予算について

石狩湾新港についてです。

それでは、新年度予算の中で、北防波堤延伸工事の予算要求は31億円になるのですけれども、この北防波堤延伸工事で30億円を超える予算要求をしてきたというのは、過去にあったのかどうかお聞かせください。

○（総務）企画政策室小川主幹

北防波堤延伸工事で30億円を超える予算要求につきましては、平成31年度予算が初めてとなっております。

○小貫委員

それで、この北防波堤延伸工事なのですが、私が石狩湾新港管理組合議会で、もう想定事業費を超えるのではないかという話をしても、国から示されていないのだという人ごとの答弁が返ってくるのですけれども、市としては想定事業費を上回る可能性があるというふうに考えませんか。

○（総務）企画政策室小川主幹

事業費が上回る可能性があるのではないかという御質問につきましては、公共事業は近年の物価上昇で単価が上がっており、当初想定していた事業費が膨らむことも想定されますが、事業を進めるに当たっては、効率的、効果的に進めていくよう管理組合には申し入れていきたいと考えております。

○小貫委員

今の答弁は、上回る可能性があるということによろしいですね。

○（総務）企画政策室小川主幹

上回る可能性がないとは言えません。

○小貫委員

しかし、もう既に約50億円の事業が行われています。地盤改良で、あと大体、過去の事業費をベースに考えれば約27億円、ケーソンの製作では約45億円、据えつけでは約30億円、そこにさらに上部工でいけば約6億円、これを過去の事業費から試算すると、このぐらい足されると。合わせると約110億円だと。もうこれだけで想定の実業費を超えているという形になるのです。

あるとは言えないというのではなくて、確実に私は超えると思うのですけれども、この辺、室長はいかがですか。

○（総務）企画政策室長

可能性はないとは言えないと思います。

○小貫委員

そういう石狩湾新港なのですけれども、やはり私たちの小樽市の財政に負担をかけているというふうに私は認識しています。ところが、それなのに小樽港の貨物を奪おうとしていると。石狩湾新港は、小樽港が航路を持ってい

る中国やロシアに対して、どのようにポートセールスを行ってきたか説明してください。

○（総務）企画政策室小川主幹

ポートセールスにつきましては、石狩湾新港管理組合からは、これまでに管理組合や船舶代理店などで構成する石狩湾新港ポートセールス会が中国へのポートセールスで現地の船会社などを訪問したほか、先月は香港において管理組合が大手船会社と意見交換を実施してきたところであり、加えて毎年、首都圏で開催する説明会においても中国を含めた各国の船会社を招いて石狩湾新港のPRを行うなど、継続的なポートセールスに努めてきているところと聞いております。

極東ロシアにおいては、船会社や商社などと意見交換を実施するなど、石狩湾新港のPRに努めてきたこと、そして、引き続きロシアを含めた各国との航路就航に向けた取り組みを進めていきたいと考えていると聞いてございます。

○小貫委員

そうやって航路開拓を進めていきたいというのが管理組合の考えなわけですよね。これは明らかに小樽港の発展を妨害していると私は考えるのですが、これに対しての小樽市の見解を聞いて終わります。

○（総務）企画政策室小川主幹

小樽港と石狩湾新港との関係につきましては、その特性で見えていきますと、小樽港においてはフェリーによる日本海側航路、特殊荷役機械による穀物類の取り扱い、ロシアとの中古車の取り扱い、クルーズ船の寄港などが想定され、石狩湾新港においてはエネルギーの供給基地、木材チップの取り扱い、冷凍・冷蔵倉庫群、広々な土地を生かした企業誘致の推進などが想定されることから、両港においてこれらの特性を生かしつつ、それぞれが発展することを目指しておりますので、石狩湾新港の発展により小樽港の発展を妨害しているという認識は持っておりません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○前田委員

◎貸出ダンプ制度について

先ほど、他会派から財政調整基金の話が出ていました。それで素朴な疑問ということでお伺いしますが、平成31年度の当初予算編成後ということで、財政調整基金の残高が7,400万円になりますよということなので、これはこれでわかりました。

それで、貸出ダンプ制度というのが、この31年度の予算編成というか、その中に入っていないということで、31年第3回定例会までに制度設計等の見直しを含めて補正予算を組もうという話は聞いております。

それで、現在進行中のこの30年度の貸出ダンプ制度の予算というのか、これは幾ら組んでいるのですか。

○委員長

貸出ダンプは、きょうの総務所管ではないので。答えられますか。

○（財政）財政課長

平成30年度予算における貸出ダンプ経費の部分につきましては、たしか7,000万円だったと記憶しております。

○前田委員

7,000万円ということで、私は単純に足し算、引き算で、7,400万円しかないのに全額貸出ダンプに持っていても、貸出ダンプ制度は、平成31年度は維持管理できるのかなという、単純というか、そういう不安を持ったものですからこれを聞いたのです。

1億5,000万円とか、過去にかかった事例もあるようでございますが、仮定の話にはお答えできないのかもしれませんが、7,400万円をオーバーするような、そういう補正予算を組まざるを得なくなった場合には、歳入としてどのようなものを持ってこようとされているのかについてお聞かせください。

○（財政）財政課長

今回の予算編成におきまして、財政調整基金の残高というのは確かに7,400万円という数字になっております。今後、第2回定例会補正に向けても、一定程度の財源の部分が必要になるということは当然あるかと思うのですけれども、新年度予算を4月1日に配当予算ということで各部にお渡しした後に、当然のごとく入札なり、もしくは事業とかがある程度確定してくる部分ともありますので、第2回定例会の部分で財源の補正というのも当然考えられます。

あと、実際に私たちは、除雪費を第3回定例会で補正するというところで話を聞いておりますので、第3回定例会補正の時点では、今回の、現在執行中の平成30年度予算の決算というのが今度出てくる形になりますから、現状で、財政調整基金の部分で約16億5,000万円取り崩しする形で収支均衡予算を組んでいますけれども、そのところで当然、歳入歳出の執行が固まってくれば、一定程度の、財政調整基金を使わない部分の金額というのが出てくるかと思っておりますので、そういうものも含めまして今後の財政運営をしていきたいというふうに考えております。

○前田委員

少し心配で、老婆心ながらというか、少し聞いてみました。

◎防災情報通信設備整備事業について

それでは、防災情報通信設備整備事業について質問します。

他会派からも少し入り口の部分でこれを質問されているので、重複する部分もあるかと思っておりますけれども、質問をさせていただきます。

市内全域に災害時の情報提供を行えるよう、FMおたるの難聴地域を解消するための送信局増設に係る調査及び実施設計を行うとして事業が計画されております。これがその事業内容かとは思いますが、いま一度、事業概要について、まずはお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

事業概要ですけれども、同じような内容ですが、先ほどのブラックアウトにおけます広報活動の反省という部分の中で、災害時における市内全域に、小樽市独自のものも含めてですけれども、災害関連情報を速やかに提供できるようにということで、FMおたるの難聴地域解消のために実施していく調査、実施設計ということでございます。

○前田委員

それで、先ほどと全く同じような、かぶるのですけれども、この難聴地域とその地域の世帯数、少しこの辺をお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

難聴地域、おおむねのものという前提の中でございますが、蘭島から幸、長橋、そして北の方面は祝津、赤岩、高島。天狗山の麓付近、天神、それから朝里川温泉の一部、それと銭函方面を難聴地域ということで認識しております。こういった地域の世帯数というところですけれども、少し幅を持たせた言い方の中での数値の押さえ方なのですが、大体1万3,000世帯から2万世帯というようなことで、市ではなっているのではないかと想定してございます。

○前田委員

1万3,000世帯から2万世帯というと3分の1ですか、ざっくり。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

全体の数値としましては、昨年10月末というような時点の数字ですけれども、大体1万3,000世帯から2万世帯というのが約20から30%という数字でございます。

○前田委員

少し今、聞き逃してしまいました。20%、その数字の根拠は何ですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

全市に占める割合ですけれども、平成30年10月末現在の世帯数ということになっていまして、それに基づいての今の数値でございます。

○前田委員

それに基づいて20%程度ということで、世帯数のね。

電波ですから、テレビもFMおたるもラジオもそうですが、沢というか谷というかそういうところ、奥まったところとか、私も勉強不足ですから、この電波がどういう飛び方をするのか私はわかりませんが、そういうところなのだろうとは思いますが。

それで、こういうその調査、設計、これは小樽市だけが負うものなのか、FMおたるは何か担うというか負担するものというのはいないのですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

今回の事業につきましては、小樽市が主体として、小樽市で実施していくということで考えてございます。

○前田委員

それもあれですか、FMおたる、名前が出ているから使わせてもらいますと、これは株式会社エフエム小樽放送局なのか、営利法人ですよ、一般で言う。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

今回の事業はまさにそうですけれども、国の補助事業ということ念頭に置いて進めていくつもりなのですが、これにつきましては公共で難聴地域を解消するため、目的としてその防災という部分なんですけれども、そういった中で、公共でそれを解消していく事業主体になり得るということでございますので、我々で進めていきたいというふうに考えてございます。

○前田委員

これはラジオの話なのですが、私が住んでいるところは桜ですけれども、市内にいっぱいそういうところ、テレビなども映らないところがたくさんありますよね。これも難聴地域と言うのかな。こういうのは今の言う、そういう助成金補助、これは適用になるのですか。もしくは、私も組合とかがあるので、いろいろなそういうもの、機器を更新するときなどは、そういう助成金が活用できるのであればよく知らしめてあげればいいのかという気はするのだけれども、どうなのですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

今回利用しようとしているのは、コミュニティFMラジオの難聴地域の解消という事業でございますので、テレビの放送の部分についてはこれを使えないものですから、ほかにあるのかどうかかわからないところですが、今回についてはコミュニティFM用の事業を進めていくということでございます。

○前田委員

ということは、そのコミュニティに限って、国からの助成金が出るということよろしいですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

正式には、民放ラジオという言い方が正式な名称で言われているものでございまして、これがAMですとか、そこら辺の部分についても該当するのかなどなのか、そこまで正確なところは確認してございませんけれども、少なくともコミュニティFMについてはこれに該当するということでございます。

○前田委員

それで少し質問の角度を変えますが、これは調査及び実施設計を行うということですが、入札参加資格というのはどういうもの、何か特別なものはあるのですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

今、想定しているのは電波の試験の資格というのか、そこら辺を持っているのかなどなのか。そして、続きましては、電子・電気部門のコンサルタント資格を持っているのかなどなのか、そういったところを条件として、入札を進めていけないかというようなことは検討してございます。

○前田委員

特別な資格というのは、要らないということよろしいですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

特別といいますか、コンサルタントの資格というのは、たしか国で認められている資格ですし、電波の部分につきましては総務省に認められている資格ですので、これが特別か特別ではないかという部分はございますけれども、資格が必要だということで考えてございます。

○前田委員

これは調査と実施設計ということなのですが、これは分離というか、ばらしての発注を想定しているのか、または一体ということなのか、いかがでしょうか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

やはり調査結果に基づいた設計という部分でございまして、これをあわせて進めるほうが効率的で効果的でいえるものができるだろうということで考えてございまして、現状のところは一つでいけないかなということで考えてございます。

○前田委員

市内の業者でこれに入札できる参加資格を持っている業者というのはいるのですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

最新の入札資格のものは確認してございませんけれども、昨年の時点でいきますと、いらっしゃらないというようなことは見ているというか、確認しているような状況です。

○前田委員

いないということよろしいですか。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

昨年の時点で私が確認したときには、該当する業者はいなかったということでございます。

○前田委員

市内に弱電関係のそういう調査をできる企業、あるいはこれらの仕事に携わっている業者もあろうかと思えます。

それで、市長も産業振興だとか、そういう市内の業者に発注できるものは市内の業者へということでは言われているのかなと思えますし、私もそう思っております。

ということで、こういう調査だとかについて、市内の業者でできる業者がいるのであれば、極力、市内の業者に発注すべきではないのかなというのが私の意見、考え方なのです。

昨年11月と言いましたか、事前と言いますけれども、直近のところではそういう業者がいるのか、いないのかにつ

いて再度お調べになって、市内の産業振興に寄与する、発注をもってです、そういうお考えはございませんか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

もちろん、発注時点の資格の確認はもう一度した上でいきますので、そのときにいらっしゃるようであれば範囲に入るということで考えてございます。

○中村（吉宏）委員

◎北海道新幹線について

まず、北海道新幹線速達便の新小樽（仮称）駅停車に関して、以前、議会ですつと質問してきましたけれども、この速達便の停車を求めてきておりますが、その後の進捗はいかがでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

昨年から、少し動きの部分でお話させていただきます。

まず、昨年12月に北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会ということで、官民連携の組織を立ち上げまして、その中で委員の方からも、速達便は新小樽（仮称）駅に一体どれぐらいとまるのだというような御意見も出されていた状況がございます。

J R北海道もその委員に入っておりますので、その中でJ Rの考え方としては、まだやはりどれぐらいとまるかというのには少し時間がかかるということで話をもらっています。

ただ、我々、その協議会の中の考えといたしましては、そのダイヤの決定を待っていたのではやはり手おくれになってしまうという考えもございますので、現在、そのまちづくり協議会の中では、駅舎ですとか、それから駅周辺のまちづくりを議論している状況でございますが、そういった駅舎、駅周辺の魅力、ハード面やソフト面を含めてなのですけれども、そういうものも魅力向上みたいなのを進めて、1人でも多くの方がとまってもらえるような状況をつくりながら、J Rにもそのことを共有してもらいながら、今進んでいっている状況になってございます。

○中村（吉宏）委員

進んでいるというのは一歩前進かもしれませんが、例えば速達便をとめる要望を、もうこれはJ Rの権限だと思うのですが、以前も、J Rにこの要望をしっかりと上げてほしいのだという話もしていたかと思います。議論をされるのは十分だと思いますが、駅舎やソフト面、ハード面の今の整備についての話し合いをされているということですが、新幹線がとまる便数が少ないと、当初の計画、デザインがまた台なしになったりということもあり得ますので、これはしっかりと要望を上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

J Rに対する要望でございますけれども、今、小樽商工会議所で事務局を行っております、北海道新幹線建設促進期成会、これはまさにオール小樽、全体の期成会になります。そこと一体となって、要望活動は適切な時期に行っていきたいのだというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

適切な時期といいますか、これは一刻も早くやっていただきたいと思いますので、できるだけ早くお願いしたいと思います。

◎機構改編について

機構改編の質問をさせていただきます。

昨日の高橋龍委員の予算特別委員会の質問の中で、機構の改編について触れられておりました。新幹線まちづくり推進室というようなものをつくられるということですが、私の一般質問の中心市街地再々開発の質問に関して、ここにも答弁があったのですけれども、建設部の組織体制を強化し、再開発準備組合や関係機関等との連携を図るとあります。

この建設部の組織体制を強化するというのも、ここにかかってくるのかお示してください。

○（総務）組織改革担当次長

まず、新幹線まちづくり推進室、これを立ち上げる目的でございますが、これは二つありまして、一つは新幹線に関連する工事が本格化を迎えるということと、もう1点は新幹線を建設部に移管することによりまして、既にある公共交通と一元化して、陸上交通が一本化されるということによりまして、複雑化、多様化する交通施策について対応できるようにということが目的で、今回、平成31年4月に総務部の新幹線・高速道路推進室が建設部に移管することになっております。

今後のまちづくりの関係で、中村吉宏委員が一般質問で、中心市街地再々開発、これを建設部で準備室をつくって立ち上げるかどうかということでございますが、今後のまちづくりについては昨日も答弁させていただいたように、今考えられるのは新幹線の駅周辺のまちづくりと小樽駅前再々開発、それに加えまして日本遺産、それと港湾の第3号ふ頭の整備、それとときのう説明しましたソフトの部門での市民協働参画、これらが相まって組織をつくる形になるのかなと、それがいわゆる昨日の、小樽市自治基本条例の検討委員会でのまちづくりの専門部署としての所管をつくってほしいというのに一致してくるのかというふうに考えております。

建設部の中の組織で、まちづくりというのが一致するのかどうかというのも、もちろん議論の中ではあるのかなというふうに考えておりますが、今後、まちづくりが本格化されますと、やはり庁内横断的な組織での活発な議論は出てきますし、当然、庁外でも民間企業や関係機関との調整、さらにますます煮詰まってくると、市長の直轄のほうが事業をやりやすいのかなということも出てくると思います。

今回の質問の中での市街地活性化の部分はまだ具体的には出てきておりませんが、そういうのが相まって建設部の組織が今後、それで十分に賄えるのか、総務部マターで一括してやるべきものなのか、こういうのを今後庁内議論を進めていながら、平成31年4月に立ち上げる組織、これが十分にこのまま進んでいくのかどうか、これも見きわめながら今後の庁内議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

この中心市街地の問題は、後日いろいろ細かく取り上げる予定でしたけれども、どうもこの機構の部分ですか、どこが担当するのかとか、何をしていくのかというのが少し不透明だったので、今、伺ったような次第です。

ただ、先ほど庁内横断的というお話もありましたけれども、こういうまちづくりに関しては、本当に建設部マターの問題だけではなくて、商工業が絡んできますから、当然に産業港湾部ですとか、いろいろな部署と連携が必要となってくると思うので、そういった検討もいただきたいと思います。また詳しくは、これは後日やります。

◎全国学力・学習状況調査について

続きまして、教育に関する質問をさせていただきます。

全国学力・学習状況調査の結果が示されてきているのですが、教育委員会はどのような所感かお示してください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

平成30年度全国学力・学習状況調査の、まず教科に関する調査結果についてでございますが、小学校では国語A、算数Aについては、これまでの調査の中で全国との平均正答率の差が最も縮まりまして、算数Aについては全道を上回っております。中学校は国語A、国語B、理科については、これまでの調査で全国との差が最も縮まっております。いずれの教科も、いまだ全国は上回ってはおりませんが、過去には全国と10ポイント以上も差があった教科もございましたけれども、今年度は全国まであと0.5ポイントまで迫る教科もあり、着実に改善していると認識しております。

○中村（吉宏）委員

全国まで0.5ポイントまで迫ってきているものもありますけれども、では一番開いているものは何なのですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

平成30年度の調査でいいますと、中学校の数学Aで4.1ポイントの差がございます。

○中村（吉宏）委員

いずれにしても、まだ少し全国平均、平均ですからね、あくまでね。平均をクリアして、もっと上に行ってほしいという思いはあるのです。

そこで気になっているのが、やはり子供たちの学習の時間であります。学校の授業を受けるだけでは学習内容がやはり定着しない、家庭での学習状況がどうなのかというのが非常に気になっているのですけれども、全国と比べて小樽市の子供たちの家庭における学習時間というのはどのようになっていますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

家庭での学習時間についてでございますが、今年度の児童・生徒質問紙調査によりますと、学校の授業以外にどれぐらい勉強しているかという設問がございまして、小学校では1日1時間以上勉強するという割合が全国に比べて14.2ポイント低く、中学校では1日2時間以上勉強する割合が全国に比べて5.5ポイント低くなっておりまして、小・中学校ともに、全国に比べて家庭などでの勉強時間が少ないという状況になってございます。

○中村（吉宏）委員

家庭の学習の時間が少ないということなのですけれども、そこで気になるところが、家庭学習の時間を不足させている要因として、スマートフォンですとかゲーム、テレビなどに費やす時間が長いのではないかと思うのです。これは全国学力・学習調査にアンケート等で示されていないのです。昨年度までは示されていたと思いますけれども、これはどうしてなのかお示してください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今年度の調査項目から削除された理由については、特に文部科学省からは示されてはおりません。

○中村（吉宏）委員

ということは、文部科学省が取りまとめてということなのですね、小樽市が独自でということではないと。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

学力調査につきましては文部科学省からのものがございますので、こちらで把握しているということではございません。

○中村（吉宏）委員

一方、小樽市における平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査にはアンケートが載ってまして、今、小樽市でもおたるスマート7という取り組みで、別途、利用時間を制限していこうというようなことで進めていると思うのですけれども、ただ、1日5時間以上、テレビやスマートフォン、ゲーム等にかかわっている時間が多いと思うのです。

5時間以上使っているところ、全国と小樽市の子供たちの比率を示してください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果でございますが、まず、小学校男子で5時間以上使っているという部分につきましては、この項目につきましては、テレビやビデオ、DVD、それからゲーム、スマートフォンなどの画像を5時間以上見ているというような質問でございますけれども、小学校5年生男子は、小樽市では20.4%、全国が15.2%。小学校5年生女子で言いますと、小樽市が19.0%で、全国が9.5%。中学校2年生男子は、小樽市が21.6%で全国が11.9%。中学校2年生女子は、小樽市は22.3%で全国が10.8%となっており、本市の小・中学生は全国よりもかなり多い割合となっております。

○中村（吉宏）委員

全国よりも10%以上も使っている方が、やはり5時間以上が多いという状況です。これで家庭での学習時間がと

れるのかなという心配があるのです。

一方、今小樽市ではおたるスマート7に以前から取り組んでいると思いますけれども、教育長の教育行政執行方針でも触れられておりましたが、もう少しこの辺を強化して、こういった時間を短くしていくことを進めていくことも必要かと思うのですけれども、いかがですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、学力向上につきましては、学習習慣ですとか生活習慣の改善というのがやはり大切になってくると思いますので、おたるスマート7に今それぞれ取り組んでおりまして、例えば学校、それから家庭でそれぞれ今取り組んでいるところなのですが、毎年7月に取り組み状況の調査というのをやっております、まずはその結果を踏まえまして、それぞれ各学校で実態を把握して、指導に生かしているというところでございます。

○中村（吉宏）委員

そういった指導も本当にしっかりやっていただきたいと思うのですけれども、日本医師会は「スマホの時間 わたしは何を失うか」というポスターで、スマートフォンの利用の危険性などの掲示をしております。睡眠時間や学力、それから脳機能、体力、視力、コミュニケーション能力、こういったものが低下しますよという掲示なのですが、こういったもの、ツールは御存じでしたか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

医師会でそのように取り組まれていることは、承知はしておりませんでした。

○中村（吉宏）委員

医師会は、医師から科学的根拠もあつてのこういった掲示だと思います。

こういったものもぜひ取り入れて、職員の方や保護者の方向への啓発のほかにも、児童・生徒の皆さんに啓発活動してほしいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

各学校では子供向けの情報モラル教室ですとか、保護者向けの研修会などが全ての学校で行われておりますが、携帯電話会社ですとか、いろいろなところから外部講師を呼んで事業を行っているのですけれども、今後、保健所ですとか医師会等とも連携を図りながら、今後進めていきたいなというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

◎公用車について

次の質問に行かせていただきますけれども、公用車というタイトルで質問を編成しました。

今、小樽市に公用車が何台あるのか、現状把握されている台数をお示しいただけますか。

○（財政）契約管財課長

公用車の台数についてということで、今御質問いただきましたけれども、契約管財課で管理している公用車に限定して申し上げますと、市長車及び議長車で2台、運転手が運転している車で3台、職員が外勤に使用する車で17台、あとは外勤課で使っておりますが、資産税課で2台、納税課で4台、保険収納課で1台、生活支援課で6台の合計35台となっております。

○中村（吉宏）委員

今、用途を聞こうと思ったら、用途も答えていただきました。

年間の車両維持にかかるお金、また、1年当たりのガソリン代、1台当たりどのぐらいなのか示してください。

○（財政）契約管財課長

今のは維持費の御質問ということで、1台当たりの数字ということで、全体としましては35台で割り返しますと、1台当たりが大体31万4,000円、1台当たりの平均値となっております。あとは、ガソリン代だけに特化して申し上げますと、燃料費ということで1台当たり10万5,000円ほどかかっております。

○中村（吉宏）委員

把握されているかどうかあれなのですけれども、1年度での平均稼働率みたいなものは把握されていますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

先ほどの35台の中で申し上げますと、一番稼働率が高いもので時間数で割り返しておりますけれども、一番高いものが95.8%、一番低いもので13.7%となっております。

○中村（吉宏）委員

ちなみに、その低い13.7%というのはどこで使われているものですか。

○（財政）契約管財課長

先ほどの外勤課の保険収納課で使っている車両でございます。

○中村（吉宏）委員

今、あらあら伺ってまいりましたけれども、こういった自動車を例えば部署ごとで共有しながら、少し台数を減らすとか、そういうことというのは考えられないのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

共有しながらというお話でございましたが、実際のところ、先ほど17台と申しました一般職が運転するものにつきましては、夏場に外勤の職場で少し回数が多く出るということもございまして、何台か貸し出しているものもございまして、あとは長期使用ということで、本来はという言い方はおかしいのですけれども、長期であるものについては各課から年間で予約をとったり、そういうようなことで、できるだけ台数は多くないようにというか、無駄なところがないようなことは考えて、台数として持っているところでございます。

○中村（吉宏）委員

ちなみに今、少し季節的なお話がありましたけれども、やはり夏場とか冬場で稼働率が変動するという状況もあるのですか。

○（財政）契約管財課長

一つの例で申し上げますと、夏場にお祭りといいますか観光の関係で車両をたくさん使いますので、そちらにつきましては夏場に非常に多く使う回数などがございまして、突出した数値などになっている場合がございます。

○中村（吉宏）委員

イベントが多い小樽の夏の季節なのですけれども、状況をいろいろ見てみなければならない。なぜこの質問をしたかといいますと、厳しい財政状況の中で、今、収支改善プランを編成してきている中で、少しでも無駄と言えるかどうかはわかりませんが、経費がかかるものを切りかえていけないかと。人が移動するのであれば、例えば電動アシスト自転車に切りかえていくですとか、そういう方法もあるのかなというような趣旨でありました。

ちなみに今、市役所の中で自転車を利用されている状況というのはあるのか伺ってよろしいですか。

○（財政）契約管財課長

あくまでも契約管財課で把握している分ということで、こちらの自転車は登録制度がございませんので、所持している部分だけになりますけれども、生活支援課で3台、それと港湾室で1台というふうに聞いております。

○中村（吉宏）委員

これはあくまで提言なのですが、自転車は割と健康にもよろしいですし、経費の部分、今、車両のお金は31万4,000円の維持費とガソリン代が10万5,000円という金額が出てきましたけれども、例えば電動アシスト自転車、私もぱつとインターネットで見ましたら、安いもので2万7,298円、高いもので8万6,184円なのです。大きな維持費はかかりません。充電代ぐらいだと思います。

季節によって、冬は利用できないと思いますけれども、少しこういったアイデアも使いながら、車とうまく併用

していくということも考え得るのかなと思いますが、少し御検討していただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

今ほどのお話なのですが、公用車を、夏の間とか、自転車に乗れる部分については自転車を使ってはどうだというお話だったのですが、そのような自転車を導入することも大変有用なことだとは感じておりますけれども、特定の期間ですとか、その公用車のリースを取りやめることによりまして、リース代がかさむというようなこともございますし、あと、各課の使用実態ですとか、山坂が小樽にございますので、アシストですので山坂は余りあれかもわかりませんが、外勤場所がかなり遠いとか、天候の状況などもございますので、そのような課題をさまざまな角度から研究させていただきまして、取り組んでいきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

少ない情報で質問しましたが、ぜひ検討をいろいろしていただきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。